

大分県地球温暖化防止活動推進員の証

氏 名

上記の者は、地球温暖化対策の推進に関する法律第23条の規定に基づき大分県地球温暖化防止活動推進員であることを証する。



【任期 . . . ~ . . . 】

平成 年 月 日  
大 分 県 知 事

大分県地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第37条の規定により、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及、並びに大分県における地球温暖化対策の推進を図るための活動を行います。

表面

裏面